

## 要介護認定調査について

### 1. 要介護認定調査について

横須賀市では要介護認定調査を直営で実施しているほか、指定市町村事務受託法人、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設に委託しています。なお、新規の要介護認定調査については、公平性・中立性の観点から、原則として市町村が行い、例外として指定市町村事務受託法人に委託することができる法改正（平成17年法律第77号）が行われています。

### 2. 委託内容

| 委託先         | 委託調査の内容                                            |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 指定市町村事務受託法人 | ・新規申請 ・更新申請等<br>・土日や夜間対応<br>・訪問が困難な住居（谷戸地区）や市外への調査 |
| 居宅介護支援事業所   | ・更新申請等                                             |
| 介護保険施設      |                                                    |

### 3. 委託料額について

| 委託先             | 委託料             |
|-----------------|-----------------|
| 指定市町村事務受託法人     | 7,700 円～8,800 円 |
| 居宅介護支援事業所（居宅調査） | 4,950 円         |
| 介護保険施設          | 2,420 円         |

### 4. 委託料額の算出根拠について

指定市町村事務受託法人は、原則として市町村が行うこととされている新規申請等の事務を、適正に実施することができると認められる法人として都道府県が指定したものです。そのため、多くの調査業務（調査件数の6割以上が新規申請に係る調査）を正確に請け負うためのシステム化やチェック機能を有しつつ、調査技術の向上に向けた研修体系も確立しています。また、訪問が困難な谷戸等にお住いの方への調査、土日や夜間対応といった業務も担っていることを考慮し、委託料を計上しています。居宅介護支援事業所は、人件費、交通費、事務費を委託料に計上しています。また、介護保険施設は、人件費及び事務費を委託料に計上しています。